

信用取引規定兼株券等貸借取引取扱規定 新旧対照表

※(傍線の部分は改正部分)

改定後	現行
<p>(不足金)</p> <p>第9条 信用建玉の決済及び代用有価証券の売買等により不足金が発生した場合、お客様は<u>受渡日の15時30分までに不足金を入金するもの</u>とします。</p> <p>2 お客様から受渡日までに不足金の入金がない場合、当社は、<u>当該受渡日の15時30分以降に</u>、お客様の信用取引口座における建玉及び代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。</p> <p>(信用取引利用の禁止・解約)</p> <p>第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」若しくは「PTS 信用取引に係る合意書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p> <p>2 お客様より、当社所定の方法により信用取引口座の解約の申込みがあった場合、<u>信用取引口座及び外国株式信用取引口座は解約されるものとします。ただし、お客様の信用取引口座又は外国株式信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>(不足金)</p> <p>第9条 信用取引の損失により不足金が発生した場合、お客様は<u>受渡日までに不足金を入金するもの</u>とします。</p> <p>2 お客様から受渡日までに不足金の入金がない場合、当社は、<u>当該受渡日の翌営業日以降に</u>、お客様の信用取引口座における建玉及び代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。</p> <p>(信用取引利用の禁止・解約)</p> <p>第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」若しくは「PTS 信用取引に係る合意書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p> <p>2 お客様より、当社所定の方法により信用取引口座の解約の申込みがあった場合、<u>信用取引口座は解約されるものとします。ただし、お客様の信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>(2022年7月)</p>	<p>(2020年9月)</p>

以上